

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年6月20日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 加古川市米田町平津384番地の1

氏 名 地方独立行政法人 加古川市民病院機構

理事長 宇 高 功

電話番号 079-432-3531 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	加古川西市民病院
事業場の所在地	加古川市米田町平津384番地の1
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	病床数397床 (一般病床397床)
③従業員数	750人 (臨時職員含む。平成26年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他（感染性廃棄物）	引火性廃油
	排 出 量	416.3 t	0.378 t
	(これまでに実施した取組) ディスプレイ製品について、同等の効用であればよりコンパクトな容器等のものを使用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他（感染性廃棄物）	引火性廃油
	排 出 量	416.3 t	0.378 t
	(今後実施する予定の取組) ディスプレイ製品について、同等の効用であればよりコンパクトな容器等のものを使用する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他（感染性廃棄物）	引火性廃油
	全処理委託量	416.3 t	0.378 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
血液や患者の体内から排出されたものが付着した感染性廃棄物は再生することが困難であり、確実に焼却処分するよう指導してきた。			

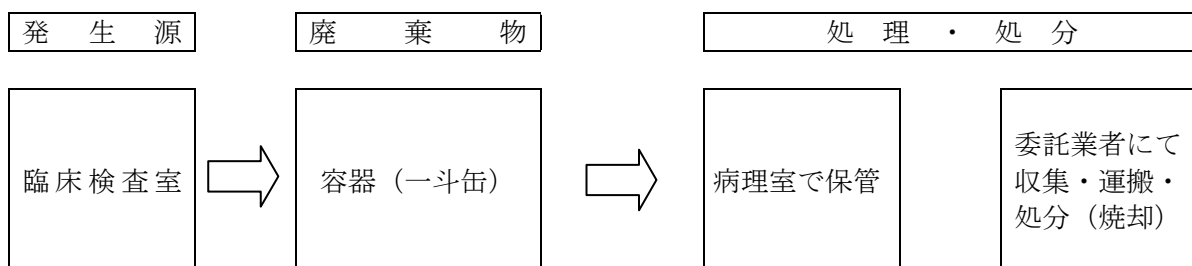
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他（感染性廃棄物）	引火性廃油
	全処理委託量	416.3 t	0.378 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現在の感染性廃棄物処理方法は焼却であるが、感染リスクが完全排除できることを前提に、今後、溶解による処理が対応可能（コストも含め）な事業者により、注射針等の金属の再生の可能性を検討する。</p>			
※事務処理欄			

(別紙)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

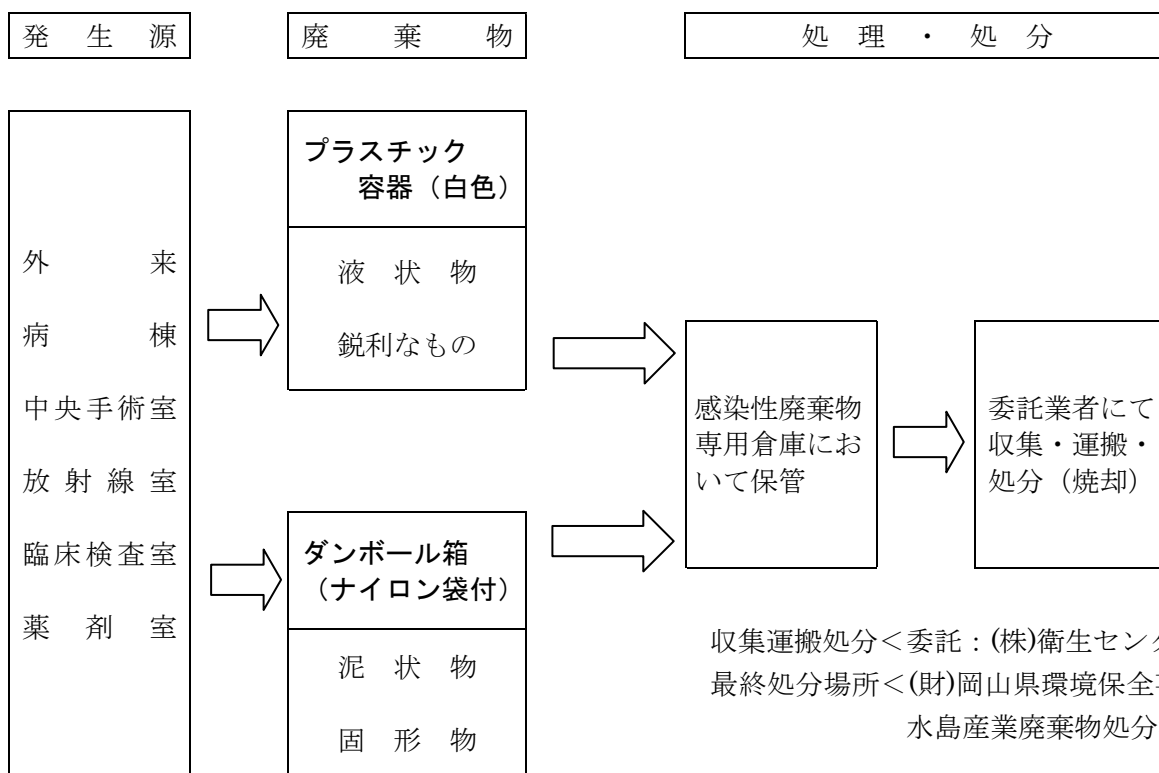
○ 産業廃棄物の一連の処理の工程

【引火性廃油】



収集運搬処分＜委託：アサヒリテック(株)＞
最終処分場＜ひびき灘開発(株)＞

【感染性廃棄物】



収集運搬処分＜委託：(株)衛生センター＞
最終処分場所＜(財)岡山県環境保全事業団
水島産業廃棄物処分場＞

【感染性廃棄物の取り扱いに関する留意点】

○容器

プラスチック容器は完全密閉でき、バイオハザードマーク（黄色）を表示したもの、ダンボール箱は厚手のナイロン袋付きで、バイオハザードマーク（赤色）を表示したものを使用する。

○分別

感染性廃棄物は発生現場において次表の例により、それぞれプラスチック容器・ダンボール箱に分別して投入する。

○梱包・搬出

搬出する場合、プラスチック容器は密閉蓋をし、ダンボール箱についてはナイロン袋を密封し、箱の蓋をガムテープで密閉する。搬出する場合は容器・箱を破損させないように慎重に取り扱い、カートにより専用倉庫まで移動させるものとする。

○保管

保管専用倉庫は、関係者以外がみだりに立ち入ることがないように、搬入・搬出時以外は常に施錠し保管を行う。

【感染性廃棄物分別表】

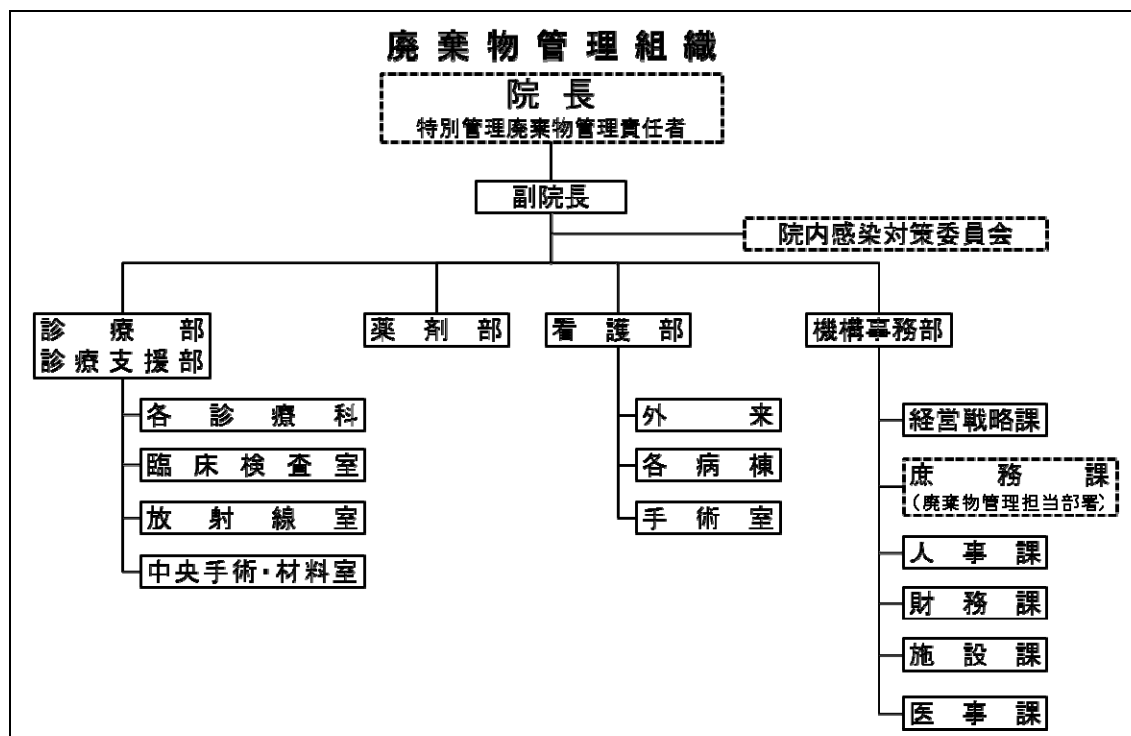
分 類		具 体 例	梱 包	病院内中間処理
感 染 性 廃 棄 物	液 状 物	血液 血清	白プラスチック 容器	な し
	泥 状 物	血液（凝固） 組織片	ナイロン袋付き ダンボール箱	な し
	固形状物	ガーゼ、包帯 紙おしめ、脱脂綿 ディスポ術衣・敷布 尿コップ ハルンバッグ 手術用ゴム手袋等 ポリ検体容器 胆汁バック ※その他衛生材料等でナイロン 袋、ダンボール箱を破損する恐れ のないもの		

	鋭利なもの	注射針、縫合針 メス（替刃含）、剃刃 針付チューブ 針付シリンジ スピッツ ピペット スポイド ガラス検体容器 スライドガラス 培地、試験管 カテーテル類内筒 ※その他鋭利なもので、人を傷つける恐れのあるもの	白プラスチック容器	なし
--	-------	---	-----------	----

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	特別管理廃棄物 管理責任者	加古川西市民病院 院長
	廃棄物担当部署	機構事務部庶務課
役割	特別管理廃棄物 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○病院の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	院内感染対策 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 — 医師 ・委員 — 関連部署管理者 ・事務局 — 医事課
	廃棄物管理 担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員、委託業者に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



(2) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、職員等に定期的に教育・研修等を行う。

○新入職員研修

毎年採用される新入職員に対し、感染性廃棄物の取扱上の注意点、処理の方法、排出する場合の分類方法について研修を行う。

○実務研修

日常排出される感染性廃棄物の分類について、適正でない分類がされていないかチェックを行う中で、不適な分類を行なった部署に対し個別の再教育を行う。

4. 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物について、処理を委託したものの流れを収集運搬から処分に至るまでマニフェストにより確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、委託業者にも必要な指導を行う。

発生抑制	・ ディスポ製品について、同等の効用であれば容器の小さいものを採用する。
再生利用	・ プラスチック製品について、ガラス容器で同じ効用のものがあれば採用する。
その他	・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・ 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

【委託業者に関する事項】

(引火性廃油)

業務名	委託業者	許可証
収集運搬	アサヒプリテック (株)	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (兵庫県知事) 許可番号第 2854000503 号 有効期限 平成 27 年 11 月 9 日
		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (神戸市長) 許可番号第 6960000503 号 有効期限 平成 27 年 8 月 29 日
		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (北九州市長) 許可番号第 7660000503 号 有効期限 平成 27 年 7 月 19 日
処分(焼却)	アサヒプリテック (株)	特別管理産業廃棄物処分業許可証 (北九州市長) 許可番号第 7670000503 号 有効期限 平成 31 年 11 月 5 日
最終処分の場所	ひびき灘開発 (株)	(福岡県北九州市若松区大字小竹地先)

(感染性廃棄物)

業務名	委託業者	許可証
収集運搬	(株) 衛生センター	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (兵庫県知事) 許可番号第 2854005026 号 有効期限 平成 27 年 7 月 23 日
		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (岡山市長) 許可番号第 8360005026 号 有効期限 平成 30 年 6 月 30 日
処分(焼却)	(株) 衛生センター	特別管理産業廃棄物処分業許可証 (岡山市長) 許可番号第 8370005026 号 有効期限 平成 30 年 6 月 30 日
最終処分の場所	(財) 岡山県環境保全事業団 水島産業廃棄物処分場 (倉敷市水島川崎通 1 - 1 4 - 1)	